

東京都立小笠原高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成26年10月31日 決定

平成27年 9月29日 改定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、本校ではいじめは絶対に許されない行為との認識に立って指導を行う。
- (2) 本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2 学校及び教職員の責務

生徒の人権を尊重する態度を養い、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを見過ごさない雰囲気为学校全体で醸成し、生徒が安心して学校生活に取り組むことができる環境を作る。そのために、分かりやすい授業、活力のある部活動や学校行事を推進し、生徒一人ひとりが活躍の場を持ち、前向きに学校生活に取り組めるようにする。併せて、保護者、地域住民、関係諸機関との連携を図りながら、生徒からの声を確実に受け止め生徒を守り通すよう、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

「4 段階に応じた具体的な取組」を実効的におこなうため、学校いじめ対策委員会を設置する。

イ 所掌事項

- いじめ防止等の取組内容、年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめに関する相談・通報への対応
- いじめの情報収集と対応の検討、指導の実施
- いじめやいじめの疑いのある事例についての情報及び生徒対象のいじめアンケートの内容を教職員間で共有するための措置
- いじめ事案の報告

ウ 会議

いじめと疑われる情報があった場合には、生活指導部、学年（担任団）を中心に情報を収集した上で会議を開き、各事例への対応方針を協議する。このほかに年3回（7月、12月、2月）に定期的ないじめ防止に関する取組への評価と計画の修正等を行う。

エ 委員構成

- 企画調整会議の構成員
- スクールカウンセラー（いじめに関する相談への対応や情報収集及びいじめ防止に関する取り組みの評価と計画の修正等に関わることを役割とする）
- その他校長が必要と認める者。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校及び各関係機関と連携し、深刻な問題行動及び問題行動の前兆行動を持つ生徒、当該生徒の保護者並びに当該生徒が在籍する学校に対し、必要な支援を行うため、小笠原高等学校サポートチームを置く。

イ 所掌事項

○いじめ問題解決に向けての外部との折衝・連携

・警察、児童相談所、福祉機関、医療機関等との連携の在り方の確立

ウ 会議

いじめと疑われる情報があった場合には、必要に応じて、学校いじめ対策委員会の構成員や、関連外部機関の代表者を交えて、問題解決のための連携の在り方等について協議を行う。

エ 委員構成

管理職、生活指導部員、その他校長が必要と認める者。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 本校学校経営計画に示されている「1 目指す学校」の中の、「(4) 人権尊重の精神に基づき、互いを認め合い自己と他者を大切にする精神を育むとともに、規範意識を身に付けさせることができる学校。」の実現を目指すことでいじめが起こらない、いじめを許さない校風を醸成する。
- イ 分かりやすい授業や、部活動、学校行事などの特別活動を充実させ、生徒が充実した学校生活を送るよう支援して、生徒の自己肯定感を高める。
- ウ 地域行事への参加、奉仕体験活動等とおして、保護者、地域住民等の関係者との連携を深め、地域社会で生徒を見守る体制づくりに努める。
- エ いじめは絶対に許されないという認識を全職員で共有し、いじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通じて共通理解を図り、職員の共通行動が実践されるように組織的に対応する。

(2) 早期発見のための取組

- ア いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を実施する。
 - 生徒対象いじめアンケート調査 年3回（7月、12月、2月）
 - 保護者面談時における学級担任による聞き取り調査（年2～3回（保護者面談時））
- イ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制を整備する。
 - スクールカウンセラーの活用によるいじめ相談体制。
 - 保護者面談（年2～3回）時における学級担任による教育相談の実施。
- ウ いじめ防止等のための研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- エ 相談・通報のあった事案は、「学校いじめ対策委員会」を通して迅速な対応と情報共有に努める。

(3) 早期対応を踏まえたいじめに対する取組

- ア いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が生徒の気になる様子を把握した場合には、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底する。
- イ いじめ、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐに当該行為をやめさせる。
- ウ いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認する。

- エ いじめの事実が確認された場合は、すぐにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、被害生徒及びその保護者に対する支援と、加害生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- オ 被害生徒が安心して学習・生活するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、加害生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせるなどの措置を講じる。特に寄宿舎寮生においては、共同生活を送るにあたって被害生徒が安心して生活できる状況になるまで、必要に応じて加害生徒を自宅にて指導する体制をとるなどの措置を講じる。
- カ いじめをはやしたてたり、同調するなどの行為は許されない行為であり、いじめに加担したものとして指導する。
- キ いじめを傍観している生徒については、自分自身の問題として捉えさせ、仲裁または教員、スクールカウンセラー、保護者等の周囲の大人に知らせる勇気をもつよう指導する。
- ク いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と適切に共有する。
- ケ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、都教育委員会及び、所轄の警察署等と連携して対処する。

(4) 重大事態への対処

いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（重大事態の定義）、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、都教育委員会に速やかに報告する。
- イ 学校いじめ対策委員会は都教育委員会と協議の上、当該事案に対処する。
- ウ 学校いじめ対策委員会を中心として、事実関係を把握するための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、被害生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

5 いじめの未然防止や早期発見のための年間計画

- 4月 いじめ防止基本方針及びいじめの未然防止・早期発見の取組と年間計画の確認、保護者・生徒へのいじめ基本方針及び相談体制の周知
- 4～7月 スクールカウンセラーによる全員面接
- 4～9月 保護者面談における学級担任による聞き取り調査
- 7月 生徒対象いじめアンケート及びいじめ防止研修の実施、学校いじめ対策委員会開催
- 9～3月 保護者面談における学級担任による聞き取り調査
- 12月 生徒対象いじめアンケート及びいじめ防止研修の実施、学校いじめ対策委員会開催
- 2月 生徒対象いじめアンケート及びいじめ防止研修の実施、学校いじめ対策委員会開催

6 教職員研修計画

- (1) いじめ防止のための研修を、年間計画に位置付け年3回実施する。(7月、12月、2月)
- (2) いじめ防止のための研修内容は、いじめの未然防止、早期発見、いじめ事象への対応の仕方等、教職員の意識の向上や具体的な取組に資する総合的なものとする。

7 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) スクールカウンセラー便り、高校だより、保護者会、保護者面談等を通じて、いじめ問題について

未然防止の重要性や、そのための相談体制の活用について啓発をしていく。

- (2) 被害生徒及び加害生徒、また、その保護者に対する心のケアのために、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制を確立する。

8 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 必要に応じて、東京都教育相談センター等各相談所、警察、児童相談所、福祉機関、医療機関等と連携・協力し、いじめ問題の解決を図っていく。
- (2) いじめ事象の様態によっては、主として情報共有の観点から、小笠原村内の小中学校との連携を行う。

9 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校いじめ対策委員会を定期的に関き、いじめ防止に関する取組への評価と計画の修正等を行う。
- (2) 学校運営協議会のアンケートを活用し、いじめ防止に関する取組への学校の評価を行う。